

IV-7-[6] 総合的な青少年対策の実現をめざして

〔平成元年 6 月 19 日 青少年問題審議会意見具申〕

はじめに

近年における青少年問題の態様は様々である。一部の青少年により極めて憂慮すべき事件が引き起こされるという事実がある一方で、ひきこもりや登校拒否などの中にみられる非社会的な行動の増加という特徴などもみられる。

経済的な繁栄の陰で進行しているこうした問題に適切に対処し、社会の変化が一層急速に進み、試練が予想される今後の我が国を担うべき青少年を健全に育成していくことは、我々大人と社会に課せられた重大な責務である。

今日、青少年の育成にかかわる施策や事業は、多くの分野で多様に展開されている。このことは、青少年の育成が社会のいかに多くの分野とのかかわりを持っているかということを示すものにほかならない。そして、今後の青少年問題への対応には、こうした関係者の連携、協力を一層推進し、広範な総合的な取組を強化していくことが求められているのである。

このような見地から、本審議会は、「21 世紀に向けての青少年の健全育成の在り方」(昭和 61 年 12 月)を踏まえつつ、当面の青少年対策の重点として、総合的な青少年対策の推進方策はいかにあるべきかについて審議を行ってきたが、このたび、その取りまとめを終え、意見具申を行うことにした。

本意見具申では、総合的な青少年対策の実現のため、まず、国において明確な取組方針の策定を行うべきであり、また、推進・連携体制を整備する必要があることなどについて提言を行った。さらに、今日時代に応じた対応が一層重要になっている分野であり、また同時に連携の強化が求められている個別の分野である青少年関係施設、相談機能、国際交流、調査・研究、情報収集・提供の機能についてそれぞれ提言を行った。

この意見具申が、関係者や国民一般にとって青少年問題を考える際の手がかりとなるとともに、行政施策の上で十分に生かされることを期待する。

なお、青少年対策といっても青少年だけでなく大人も含めた広い対策が必要であること、また、青少年の人間形成にとって基本的な役割を果たすべき場である家庭の役割の重要性や協調・安定的な家庭生活が問題行動の防止に対して持っている意味の大きさ、取り分け、乳幼児期における親等の暖かい愛情と幼少期における家庭のしつけが大切であることなどについて強い指摘があり、今後一層重視すべき課題であるとの意見があったことを、付言しておく。

1 問題の所在と検討の視点

青少年問題審議会は、これまでも青少年の健全育成や非行等の問題行動への対応に関する施策などについてその時々への対応の指針を示してきたが、昭和 61 年 12 月には、21 世紀に向けての大きな社会変化の中における青少年の健全育成の在り方について提言を行い、青少年育成上の課題及びこれに対処するための基本方向を明らかにした。

その中で指摘された国際化、高齢化、情報化などの社会変化はその後急速に進んでおり、青少年の健全育成のために、時代の変化に即した積極的な対応が一層必要になっている。

また、同時に、青少年をめぐる問題状況についてみると、昨年夏に起きた中学生による家族の殺害事件を始めとして、無職少年などのグループによる凶悪な事件やいわゆる暴走族による殺傷事件など極めて憂慮すべき事件が後を断たず、また、万引き、自転車盗などのいわゆる初発型非行の蔓延により、昨年は、刑法犯少年が過去 3 番目に多い数を記録しており、非行はなお予断を許さない状況にある。

さらに、最近では、いじめや校内暴力は減少の傾向にあるとみられるが、思春期を中心として、ひきこもりや登校拒否などの増加という新たな問題が生じており、憂慮すべき状況となっている。

このような状況をみると、今日物質的な豊かさや生活の便利さと引き換えに青少年の間で失われがちとなっている基本的なものの、すなわち心の豊かさやたくましく生きる力を回復するために、青少年の育成にかかわる者の一層の努力が重要となっていると考える。

こうした基本認識の下に、今回の意見具申に当たっては、前回の本審議会の意見具申で示された基本方向を踏まえつつ、現下の情勢に対応して、青少年行政や関係施策を更に総合的かつ有効適切に進めていくためには何が必要か、当面取組を強化すべき具体的な事項は何かなどの視点にしばって検討した。その際、特に以下のような諸点に留意した。

ア. 青少年の健全育成の在り方については、時代によりその重点を置くべき事項などが変わり得るという性格をもっている。しかし、少なくとも今後 21 世紀に向けて言えることは、国際化社会、高齢化社会、情報化社会において、社会を担うような資質と意欲を有した活力ある青少年を育成することが必要であるということである。このためには、青少年が地域あるいは社会の一員としての役割や責任を自覚し、創造性や協調性を育みながら成長することができるよう、青少年活動の一層強力な促進などを始めとして、多様な対策を講じていくことが重要となっている。こうした中で、国、地方公共団体を始め民間団体をも含めた様々な取組が、今後より活発で効果的になされるようにするため、具体的に何を改善する必要があるのかを明らかにする必要がある。

イ. 青少年の育成は、家庭、地域社会ひいては、社会全体の在り方等に深くかかわることであり、青少年行政は他の行政分野のように、その範囲、役割が明瞭に区分されにくいという性質をもっているが、時代の変化に対応した家庭、学校、地域社会などの役割と、行政の役割とのあるべき関係に常に配慮しつつ、家庭、学校、地域社会などのそれぞれの果たすべき役割が効果的に発揮されるよう行政としてもこれらの間の連携、協力の推進に努める必要がある。

ウ. 青少年育成のための施策や取組は、国、地方公共団体、民間団体にわたって、多様に展開されてきているが、これまではそれらの間の連携が十分でなかったために、全体として今一つ大きなエネルギーとなっていない。このため、関係者相互の役割分担を踏まえつつ連携・協力を進めていくことが極めて重要になっており、そのための条件整備や具体的な推進方法について明らかにする必要がある。

エ. 技術革新などが急速に進展する中で、社会の変化は一段と加速されており、このような社会変化が青少年の生活や意識、心と体などに及ぼす影響は大きい。変容・流動性の著しい青少年の実態を的確に把握し、柔軟かつ機動的に対応することが今後の青少年行政には一層求められており、そのために必要な方策について検討する必要がある。

このような検討の結果、以下に述べるようなそれぞれの事項あるいは分野において、早急に対応を講じるが必要と考え、提言を行うこととした。

II 青少年行政の総合的な推進体制について

1. 青少年行政の推移

戦後の青少年行政は、戦後の混乱に起因した非行対策、戦災孤児対策からスタートし、児童福祉法、教育基本法、労働基準法等による基本的諸制度の創設の後、昭和 30 年代には従来の対症療法的、事後的な措置から次第に健全育成に主眼を置く施策に転じ、青少年関係施設の整備を始め、各分野において本格的な取組が開始された。

その後、保育所の整備、勤労青少年福祉法の制定など福祉対策の積極的な推進を経て、昭和 50 年代後半には、豊かな社会を迎える中で、家庭内暴力や校内暴力、いじめなど一種の病理現象ともいべき問題の多発への対応を迫られた。

また、青少年の意識や考え方も個人志向が強まり、価値観が多様化する中で、対策の求められる分野も多様化し、多角的な施策、事業が展開されるようになった。

青少年に関する行政施策は、それぞれの時代の社会的背景や青少年問題の在り方とともに推移してきており、「青少年の健全育成」の持つ意味合いも時代に応じて変化してきている。

2. 現代の青少年問題の特徴と今後の展望

青少年に関する行政施策が、次代を担う青少年の健全育成という基本に立ちながら、その時々々の青少年問題の特徴を踏まえた上で、的確に推進されなければならないことは言うまでもない。

まず、現代の青少年の特性についてみると、一般的には、次のようなことが言えよう。

ア. 明るく余り物事にこだわらない素直な性格や感性の豊かな点、また、個性を大切にしようとする点、言われたことを確実に遂行する能力に優れていること、自分が価値を認めたことについては賢明に努力するまじめさを持っている点などが挙げられる。
イ. 一方、耐えることが苦手なこと、人間関係の中で傷つきやすい点、自分から考えて何かをやらうという自発性に乏しいこと、このこととも関連するがリーダーになろうとする者やなり得るような者が少ない点などが指摘されている。また、物質中心的な考え方への傾斜や社会・公共的なものへの関心の薄さなども指摘されている。

こういった現代の青少年の特性は、彼らが生まれ育った社会によってもたらされた面もあり、現在の青少年問題につながる要因ともなっている。

現在の青少年問題の特徴をみると、非行については、前述したとおり深刻な事件等が発生するとともに、万引、自転車盗などの初発型非行も非常に高い水準にあり、引き続き非行対策の充実強化が必要である。他方、校内暴力やいじめが全般的には減少傾向を示す中で、思春期を中心としてひきこもりや登校拒否などのいわゆる非社会的な問題行動の増加がみられ、真剣な対応が求められている。

また、最近では青少年の抱えている問題の有無が一見して明瞭ではなくなっているという面がある。特に逃避的な問題行動については、それに陥る可能性を秘めた青少年が多くなってきているのではないかとの指摘もあり、周囲のきめ細かな配慮や広範で総合的な対応が必要となってきた。

総じて、今日の物質的な豊かさや便利さの中で育つ青少年には、心の豊かさや精神的なたくましさといった面で欠ける面が生じてきていると言えるであろう。

このような現状を考慮すると、我が国の青少年が、今後 21 世紀に向けての急激な変化と試練が予想される社会を担っていくためには、豊かな情操と創造性、思いやりの心や社会連帯意識に基づく実践的な社会性、自律的な精神、相互理解に基づく国際的な連帯感と協調の精神などをしっかりと身に付けていくことが強く期待される。

このためには、昭和 61 年 12 月の本審議会の意見具申「21 世紀に向けての青少年の健全育成の在り方」に指摘されている国際化、高齢化、情報化などの社会変化の中で求められる青少年育成上の課題と基本方向に沿いつつ、今後、青少年が成長期に感動を覚えるような機会、自然や人と触れ合う場(集団活動の場等)など様々な生活体験の機会ができる限り多く提供されるように努めるとともに、青少年自身による地域づくり活動や社会福祉、国際交流、環境保全活動等のボランティア活動など社会参加活動の振興・推進を図っていくことが一層重要である。

3. 総合的な取組の必要性とその意味

上述のような対応を協力を進め、健全な青少年の育成を図る対策や活動をより一層効果あるものとするためには、社会の変容と多様化する価値観を志向性などに応じて、様々な分野・レベルで多角化してきている対策や活動をより有機的に結び付ける必要がある。

また、現在みられる青少年の問題自体、その要因が広範多岐に及び、それらの要因が複雑に錯綜して生じてきているものと考えられ、これに対する対応としても総合的な取組が強く要請されている。

一方で、深刻化するであろう高齢化社会の種々の問題への対応のため、財政的、人的な資源が高齢化に伴う諸問題に向けられる傾向は強まると予想されるが、高齢化社会への適切な対応の問題は、将来の高齢化社会を担う人材たり得る健全な青少年

をいかに育成するかということ抜きにしては考えられないことに留意すべきである。

このような観点から、今日何よりも強く望まれるのは、家庭、学校、地域社会あるいは青少年育成にかかわる民間団体と行政が、それぞれの役割を深く認識しつつ、連携・協力を図り、青少年育成のエネルギーをより大きなものとしていくことである。

その際、特に青少年にかかわる行政についてみると、教育、福祉、労働、保護、矯正及びその他青少年の育成に関連する分野など多岐にわたっているが、これらは、究極的には青少年の心身の健全な発達・育成を図ることをねらいとしており、また、そのために行われる様々な活動を支援するのに必要な諸条件の整備を図ることを主たる役割としているものといえよう。

そこで、青少年の健全育成にかかわる諸活動が一層効果的に進められるようにするためには、まず、行政について、青少年にかかわる多岐にわたる行政施策の中で、青少年問題の現状と将来展望を的確に踏まえた上で、今後の青少年の健全育成及び非行を含む問題行動への対応には何が必要かという観点から整理し、連絡調整し、総合的に推進を図るべき分野について、行政相互間の連携などを一層強化することが必要不可欠である。

4. 総合的な青少年行政の推進のために必要な方策

行政において、青少年対策の総合的な取組を推進していくためには、基本的、総合的な施策の推進の方向をより明確にするとともに、行政相互の連絡、調整、情報交換、連携、協力を強化、充実するための体制の整備等が必要である。

具体的には、以下のような対応が求められる。

(1) 国における対応

[1] 総合的な青少年対策の推進

これまで、国においては、青少年の育成等に関する基本的かつ総合的な施策などについて審議する青少年問題審議会の答申、意見具申等を踏まえ、関係省庁が協力して対策を推進してきているが、これら答申等を受けて、現在、青少年対策に関し、国において総合的な施策として明確な形で取りまとめられているものには、「非行防止対策の推進について」(非行防止対策推進連絡会議申合せ)がある。

今日の青少年問題は、非行以外の非社会的問題行動もなおざりにできなくなってきたこと、単に対症療法的な対応や事後的措置だけでなく、青少年の健全育成を基本に据えた広がりをもった総合的な取組を一層推進する必要があることなどから、国においては、非行防止対策にとどまらず、広く青少年対策に関する基本的・総合的な施策の方向をまとめ、国としての取組方針を明らかにする必要がある。併せて、その実施状況の把握に努め、各種の施策が相互の連携の下に効果的に推進されることが望まれる。

このため、青少年行政について基本的・総合的な施策の樹立と総合調整を担当する総務庁青少年対策本部において、関係省庁との協力の下に、現在の「非行防止対策の推進について」にかえて非行対策をも含めたより総合的な「青少年対策推進要綱」ともいうべきものをまとめ、その推進に努めるべきである。

「青少年対策推進要綱」をまとめるに当たっては、21世紀に向けての青少年の健全育成の在り方や非行等問題行動への対応などについての本審議会の答申や意見具申等を踏まえ、次のような事項に配慮すべきである。

ア. 国際化、高齢化、情報化などの社会変化に対応し、来るべき社会を担う人材たり得る青少年の育成を目指し、

- 1) 自然や人との触れ合いを深めることなどにより、豊かな創造性や情操をかん養すること。
- 2) 青少年活動等を通して、青少年の自律心や活力をかん養すること。
- 3) 地域づくり活動、高齢者との交流活動、環境保全活動、社会奉仕活動等各種の社会参加活動への青少年の参加を促し、思いやりや社会連帯意識などを醸成すること。
- 4) 国際協力や国際理解のための青少年交流活動への積極的な参加を促し、青少年の意識の国際化を図ること。

5) 自国の文化・伝統に対する認識を深めるとともに、外国語や外国文化の学習機会を確保し、異種の文化に対する理解を促進すること。

などの推進を図ること。

イ. このため、行政として基盤的条件を整備するため、青少年の活動場所の確保、指導者の養成、情報収集・提供などの充実強化に努めること。

ウ. 少年非行の深刻な現状にかんがみ、非行防止のための地域活動の推進等の対策の一層の充実・強化に努めるとともに、非行以外の問題行動に対しても積極的な対応を図ること。

[2] 推進・連帯体制の整備

青少年対策の総合的な推進と連携を図るための体制として、現在、関係省庁申合せによる局長レベルの「非行防止対策推進連絡会議」のほか、課長レベルの連絡会議（青少年対策関係省庁連絡主管課長会議、非行対策関係省庁連絡会議、青少年相談機関関係省庁連絡会議、青少年社会参加関係省庁連絡会議）があるが、今後、青少年に関する施策全体が各省庁連携の下に一層総合的かつ有機的に進められるよう、推進・連帯体制の整備が必要である。

このような観点に立って、現在の「非行防止対策推進連絡会議」を「青少年対策推進連絡会議」に改組するなどその他の連絡会議も含めて現在の体制の在り方について見直すべきである。

なお、その際、後述するように、青少年問題に関する調査研究、青少年の国際交流に関する各省庁間の連携の確保についても配慮すべきである。

(2) 地方公共団体における対応

各都道府県においては、青少年の育成等に関する総合的な施策の樹立について必要な事項を審議するなどのため、青少年問題協議会が置かれているが、全般的にみればその活動は十分とはいえない状況にある。これは、一つには、地域の総合整備計画等の中で青少年の育成も一つの主要な分野として取り上げられ、別途検討されているという事情にもよるものであろう。

とはいえ、青少年問題協議会は、青少年問題を調査・審議する専門機関であり、その専門性をいかした調査・審議とその意見の行政に対する反映を積極的に図っていくことが強く望まれる。また、社会の変化に即して対策や対応を適宜見直すことなども必要である。

なお、知事部局、教育委員会、警察本部などの各部局、機関にわたる行政の推進・連帯体制として都道府県青少年総合対策本部などの整備が進んでいるが、今後とも内部の連携の強化が期待される。

市町村のレベルにおいては、現在、相当数の市町村で青少年問題協議会が開催されており、地域の実情に応じ、それらを活用して積極的な対応を図ることが望まれる。同時に、圏域を越える問題については、都道府県などの連携に努めることが必要と考えられる。

(3) 国、地方公共団体間の連携・協力

今後の青少年対策の推進のためには、国、地方公共団体間の一層緊密な連携を図るとともに、地方公共団体相互間でも取組の成果について情報交換を行ったり、協力して青少年の地域交流事業を行うことなどが必要となっている。

現在、総務庁による都道府県青少年対策主管課長会議や各地域ブロックにおける都道府県の連絡会議の開催などがみられるが、こうした連携・協力をを行う場の充実・整備や情報交換のための効果的な方策などについて、検討し、実施する必要がある。

(4) 国民や地域住民の理解、協力等

青少年対策を推進するに当たっては、家庭・学校・地域社会それぞれの場における青少年の健全育成や非行等問題行動への対応の努力が有機的な関連の下に行われることが必要である。

このためには、親を始めとして、それぞれの場における関係者の青少年育成への理解と協力を広範に得ることが重要であり、行政としては、そのための広報の充実・強化や地域における懇談会等の場の整備、青少年の問題についての種々の学習機会の充実などに努める必要がある。

現在、広く関係者の連携を図りながら青少年の育成運動を推進するため、全国的には青少年育成国民会議、地方においては青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議などの組織がある。また、地域における非行防止組織(少年補導センター、防犯協会、学校警察連絡協議会等)などもある。今後ともこれらの組織とその活動の一層の充実が望まれ、強力な支援を図る必要がある。

さらに、学校も、家庭、地域社会などとの連携を進め、開かれたものとなるよう努めるべきである。

最後に、青少年に関する行政政策や施設運営に青少年の意見を反映させるような工夫を行うことが望ましく、国、地方公共団体においてそのための努力を行うべきであるとする。

Ⅲ 青少年関係施設の今後の在り方について

1. 青少年育成に果たす施設の役割

青少年関係施設は、青少年育成にかかわる団体や個人、また青少年自らの自主的な様々な活動を行政として支援できる直接的な場として重要な役割をもっている。

青少年関係施設には、それぞれの設置目的に応じ、社会教育施設、勤労青少年福祉施設、児童厚生施設など直接に青少年を対象としたものから、広く青少年を始め一般の人々までを対象としたもの(公民館、図書館、体育館、野外施設等)までである。

今後、多くの青少年が集まり、これらの施設を核として、青少年の自主的活動や育成のための活動が多様に展開されるよう関係者の一層の努力が必要となっている。特に最近の青少年の間では、まず小さなグループ等を形成して活動しつつ、その輪を少しずつ広げていくという人間関係の作り方が一般的であり、青少年関係施設においても、このような小さなグループ等に対するきめ細かな対応に配慮する必要がある。

2. 青少年の施設ニーズの対応の在り方

個々の青少年関係施設には、従来から、それぞれの設置目的等に応じ、年齢、就業の有無、住所等により、また、一定の行為、活動への誘導や規制などのため、種々の利用制限があるが、施設固有の役割から利用の仕方について一定の制約を考えなければならない点もあろう。

しかしながら、青少年の施設に対するニーズはより多様化、高度化していくものと考えられ、今後の基本的な方向としては、多くの青少年に対し多様な活動や交流の場を提供できるよう、運営上の制限を可能な限り弾力化する必要がある。特に都市部や日常生活圏内の施設にあっては、「身近で気軽に利用できる」、「小さなグループや個人でも手軽に利用できる」など、今日の青少年の感性や特性等にも合致した在り方に努めることが望ましい。

さらに、施設の有効利用を進めるため、このような基本的な方向を踏まえつつ、施設の存在や活用方法などについてのより効果的な広報、運営面での具体的な工夫、今後の情報化の進展に合わせた機器類の整備などに配慮すべきである。

具体的な運営面での工夫の例としては、

- ア. 土曜日、日曜日等の利用を拡大すること。
- イ. 開館、閉館時間を弾力化すること。
- ウ. 利用手続きの簡素化を図ること。

エ. 施設の管理・運営に当たって青少年の意見・要望が反映できるようにすること。

オ. 施設の企画として魅力ある多様な交流事業(仲間づくり事業等)を実施するなどにより青少年に出会いの場を提供すること。
などが考えられる。

3. 施設相互間の連携の必要性

多様化する青少年のニーズに効果的に対応していくためには、個々の施設における上述のような対応のほか、諸施設が相互に連携を取り合い、地域の青少年の活動基盤を総合的に充実していくことが重要となっている。また、青少年施設自体の活性化のためにも、施設のネットワーク化を推進することが有効である。

このため、地域における青少年関係諸施設相互の情報交換・連絡の場や機能を整備・充実したり、必要に応じて共同事業の開催等を行うなど、具体的な取組を行うことが望まれる。

さらに、青少年関係施設とスポーツ施設、高齢者の施設等を併設したりするなど、施設の複合化も地域の実情に応じて進められてよい。

4. 指導者の研修、交流機会の充実

青少年関係施設の機能や役割が十全に発揮されるか否かは、施設に置かれている指導者の力量に負うところが大きい。近年、青少年の意識や考え方は大きく変化しており、社会の急激な変化とともに生じる問題の複雑化などもあって、豊かな人間性と専門的な知識・技術をもった優れた指導者が求められており、施設に置かれる指導者の資質の一層の向上が必要となっている。

また、施設に置かれる指導者は、施設外における様々な指導者との連携を図ることによって、その指導力を高めていくことが重要であり、そうした中で施設における指導者の資質の向上と併せ、一般の青少年指導者の養成の強化を行っていくことも大切である。

このため、ボランティアなど民間の指導者の施設運営への参加、指導者に対する多方面からの総合的な情報の提供、研修・指導者相互の交流機会の充実、民間指導者に対する研修機会の積極的な提供などを図っていく必要がある。

また、専門的な指導者の人材の確保をはかるため、大学や研修機関などの専門機関における養成、研修を充実することも重要である。

IV 青少年相談の充実・強化について

1. 青少年相談の役割と現状

現実に問題に直面している青少年への直接的な対応としては相談機能を果たす役割が極めて重要である。また、今日では問題発生後の事後的対応に加え、孤立化して他に相談相手を求めにくくなっている青少年や親に対し、相談相手になることによって、問題を未然に防いだり、たとえ問題が発生しても、その早期発見と早期対応に努め、問題がより深刻化、複雑化しないようにすることが強く期待されている。

今日、青少年を対象とする相談機関としては、教育に関する問題を扱う教育センター等、児童に関する種々の問題を扱う児童相談所等、少年非行等に関する問題を扱う少年補導センターや警察本部(警察署)などの公的機関の外、民間団体の行うものも合わせると相当数が設置されている。

しかしながら、これらの機関相互の連携が必ずしも有機的に行われているとは言い難く、これら相談機関の活動内容についても、

一般的には周知されていないと思われる。また、深刻な悩みを抱える青少年や親ほど、一般的な広報などによる方法では周知効果が小さく、相談機関に相談を受けに来ない傾向があるともいわれている。

さらに、後述するように、今日、現在ある個々の相談機関によっては、有効に対応することが困難な新たな問題も生じてきている。

2. 相談ニーズへの対応の在り方

今後とも、問題に直面している青少年や親に対する相談機能の充実・強化を図っていくことが重要であるが、そのためには、以下のような対応が求められる。

ア. 各種相談機関の機能・役割、利用方法について一層の周知等を図る必要がある。場合によっては、それぞれの機関で個別に広報するだけでなく、都道府県や市町村で一括広報したり、関係機関が合同して横断的な立場で広報することによって、それぞれの機関の特色を比較できるようにするなど、より効果的な方法を考慮すべきである。

イ. 深刻な悩みをもつ青少年や親への対応については、気軽に相談ができるよう地域にあって住民が容易に利用し得る場所に相談窓口を設置したり巡回相談を行うなどの工夫を行うとともに、悩みに関する様々な学習機会の提供などが必要である。また、緊急事例にも対応できるようなシステムの整備、電話相談(深夜も含む。)の充実や相談時間の弾力化を図ることなども必要である。

ウ. ひきこもりや登校拒否などの場合、状況によっては、面接カウンセリングのみならず、並行して、対人関係を促進するグループ活動等のいわゆる活動療法を取り入れるなど、多面的な対応にも留意する必要がある。

エ. 各相談機関における相談活動を充実するには、相談に従事する者の資質の向上のため、研修などの施設の充実を図る必要がある。また、教育、保健、福祉など日常青少年に接触する機会の多い職務に従事する者の養成に当たっては、青少年の心理・健康などに関する教育・訓練を充実する必要がある。

3. 相談機関の連携の推進

相談を必要とする者の多様化に応じ、種々の相談に適切かつ速やかに対応するためには、情報交換と相互の連携を図り、相談内容に応じたより適当な相談機関への連絡、紹介を行うなど、地域の相談機関のネットワーク化を推進することが一層必要となっている。

また、今日、青少年の問題行動の原因は、家庭に由来するもの、学校に由来するもの、社会環境に由来するもの、本人の性格等に由来するものなどがあり、これらが複雑にからみあって生じてきている場合も多いと考えられ、各相談機関が連携して問題行動に取り組み、対策を進めることも重要である。

さらに、相談活動には、初期の接近から社会復帰に至るまでの連続性・一貫性が必要であり、そのためには、関連する機関が連携・協力してこれを行うことが必要である。

相談機関の連携の推進を図るためには、以下のような対応が必要であると考えられる。

ア. 各地域において各種の相談機関の連絡会議を設置し、定期的な情報交換等を行うこと。

イ. 各相談機関の相談担当職員の合同研修会などの整備・充実(例えば、医師、カウンセラー、保健婦、教師、少年相談担当の警察職員など異職種の職員の集合研修や研究機関の場の設置)により、担当者の資質の向上を図るとともに、各機関の実質的な交流機会を設け、連携推進のための人的な面での基礎づくりを行うこと。

ウ. 学校を始め、主として日常的に青少年に接する関係諸機関施設における、相談・指導・援助の質的向上を図るとともに、レベルの均一化に努める必要がある。このため一定の地域ごとに精神保健センター、児童相談所、保健所、福祉事務所、教育センター、教育研究所、医療機関、大学、少年補導センター、警察署等の専門家の連携による対応体制(コンサルテーション・システム)

を確立し、活用すること。

エ. 各種の相談機関で行われている電話相談について、相談番号の統一化や転送システムなど連携体制の整備の在り方を研究・検討すること。

4. いわゆる精神的な不適應の問題への対応

最近、ひきこもりや登校拒否などの中の一形態としてみられる、不安を中心とした情緒的な混乱や神経症的な症状、逃避的な行動などの精神的な面での不適應の問題が憂慮されている。こうした問題は他の先進国ではあまり見られない現象であるともいわれているが、中には対応が非常に困難なものもあると指摘されている。

この不適應の問題の態様は様々であり、また、原因や対応策も一様ではないとも考えられるが、事態に対応できるよう早急に研究・検討を進める必要がある。

問題の発生後の対応の一つとして、今日特に、心理的療法や医学的対応を含めたいわゆる治療的な対応や集団宿泊生活等の体験を通したいわゆる相談指導的な対応などの機能を併せもった、総合的な形態の相談施設の必要性が指摘されている。このことについては、そうした施設の在り方や整備の在り方などについて早急に検討を行い、その設置も含め適切な方策を講じるべきである。

V 青少年国際交流の一層の推進について

1. 青少年の国際交流の重要性

我が国が相互依存関係の深まる世界の中で引き続き発展を続けていくためには、我が国社会の国際化へ向けての種々の取組を推進していくことが必要となっているが、その基盤として、多分野にわたって国際的感覚を豊富に備えた国際人を養成していくことが極めて重要な課題となっている。

国際人を養成していくためには、個人志向に向かいがちな現代の青少年が、国際的な政治、経済、文化など社会公共的な事柄にも関心を持ち、世界全体との緊密な相互依存関係の中に置かれている我が国の立場や我が国の文化・伝統についての認識を深められるよう、様々な国際交流の機会を積極的に提供し、真の国際理解の推進に努めることが重要である。

また、今日、我が国の国際的地位の向上に伴い、世界の青少年に交流の場を提供するなどの貢献が我が国に求められていることにも留意する必要がある。

さらに、指摘されることの多い国民意識の閉鎖性を変えていく上で、次代を担う存在である青少年に対する啓発は大きな効果をもつものと考えられる。

このようなことから、今後青少年の国際交流を一層推進していくべきと考える。

2. 青少年国際交流関連施策・事業の現状と今後の対応の方向

これまでに、国、地方公共団体、民間団体にわたり、数多くの青少年国際交流関連の施策・事業が展開されるようになってきているが、今後は、我が国の国際的な立場なども含んだより広い視野に立って、我が国全体として世界への貢献を図る観点から交流地域や派遣・受入れの設定などについて、配慮を加えていく必要がある。

また、これらの事業に参加する我が国青少年の数は全体からみればわずかであり、一方で、外国旅行費用の低廉化等により、誰でも気軽に外国に出かけられるようになったこともあって、青少年の海外旅行は大幅に増大している。したがって、国、地方公

共同体の行う交流事業は、今後、その目的の一層の明確化を図る必要がある。

これまで、国際交流といえば、外国に青少年を派遣したり、外国の青少年を招へいすることによる交流という受け止め方が強かったが、我が国には、相当数の留学生等の外国人が在留していることを考えると、我が国国内において身近な国際交流を図ることも今後一層重要となるであろう。

さらに、これらの活動が、単に相互理解にとどまらず、青少年の交流活動に関連した国際協力活動へと発展していくことも望まれる。

青少年の国際交流を一層推進するに当たっては、このような現状と、より一層急速に進むと考えられる社会の国際化の将来展望を踏まえ、以下のような基本的方向で対処すべきである。

ア. 国、地方公共団体においては、それぞれの事業目的に即した交流プログラムの設定に努めるとともに、時代の進展に応じたプログラムの改善を行うべきである。

イ. 国際交流のすそ野の拡大を図るため、地域における国際交流活動やこれに関連した国際協力活動について、充実・拡大を図るための支援方策を進めるべきである。

ウ. 我が国全体として、派遣・受入れ地域などの面での均衡のとれた交流を促進すべきである。

エ. 内外の歴史・文化の学習や外国語教育の一層の充実など交流のために必要な基盤の強化が必要である。

3. 施策・事業の連携の必要性等

今後国際交流を進めていく上で欠かせないのは、関係者がお互いに情報交換を積極的に行い、施策・事業間の連携・協力を深めることである。そのためには、行政機関相互、民間団体相互の連携、協力がもとより必要であるが、特に行政機関と民間団体との間の連携を積極的かつ効果的に進める必要がある。

このため、国の対応としては、青少年国際交流に関する関係省庁間の連携の強化を図るとともに、民間団体との間で定期的な連絡協議を行うなど必要な体制の整備を行うべきである。

また、国際交流については多くの青少年団体等がかかわっているが、これに携わる人々の連携及び交流事業の効率的な推進を図るため、交流プログラムの企画・開発、要員の研修、我が国の青少年の現状や青少年活動の状況、国際交流活動等に関する情報を含む内外の情報・資料の収集・作成・提供などについて、今後とも充実していく必要がある。

さらに、毎年度実施される事業によって、いろいろな分野に既参加青少年が輩出されるが、これらの者が経験を生かして地域における青少年活動など積極的に参加していくことが非常に有意義であり、また、彼ら自身が、仲間同志や他の交流団体などと連携を進めることも必要であると考えられる。こうした事業参加後の事後活動が活発に展開できるよう積極的に支援する必要がある。

VI 調査・研究及び情報収集・提供機能の充実について

以上述べたように、青少年対策を総合的に推進することが重要であるが、このためには、社会の変化に伴い著しく変容・流動する青少年の実態などについて関係者が適切な共通理解をもち、施策や事業を展開することが必要である。そのためには、その基盤となる青少年問題の調査・研究及び関連する様々な情報の収集と提供の機能を充実・強化することが一層重要となっている。

1. 調査・研究の充実

現在、青少年問題に関する調査は、総務庁による基本的な問題についての定期的な調査を始めとして、関係省庁、機関、地方

公共団体において、それぞれの立場から行われている。現状では、青少年の意識に関するものが比較的多いが、今後は、それとともに青少年の生活や行動に関する調査、非社会的問題行動に関する調査、外国の施策等の調査などについても充実を図る必要がある。

また、青少年問題に関する調査・研究を充実するには、各方面で行われている調査結果を収集・分析した上で、活用を図っていくことが重要である。そのためには、このような収集・分析を行う専門的な研究機関等の充実・強化が望まれるが、当面、学識者からなるプロジェクトチームによる研究や委託研究などを充実する必要がある。

さらに、多くの関連調査の比較的研究などを効果的に行うためには、それぞれの調査の独自性は尊重しつつも必要な範囲で基本的な調査内容の設定等について開発を進めることが重要と考えられ、そのための検討を進めることが重要である。

このようなことから、青少年問題の調査を実施している関係省庁間の連携の一層の強化を図るとともに関係機関や関係民間団体等との連携にも配慮する必要がある。

2. 情報収集・提供機能の充実

総合的な青少年対策を効果的に進めていくためには、各行政機関や施設等が有している情報収集・提供の機能の連携を図るとともに、内外の政策情報を含む充実したデータベースを構築し、その上で総合的な情報のネットワーク・システムを形成することが必要である。